

①申請について

【助成金、補助金の2種類があります】両方申請することも、どちらか一方のみを申請することもできます。

①区助成分：国や都の補助金を取りまとめて区から助成金が出ます。

②国直接補助分：①とは別に、国から直接補助金が出ます。

【書類作成時の注意事項】

○申請者とは、管理組合の場合は管理組合理事長、法人の場合は代表取締役等になります。管理組合印や代表印をご使用ください。

○助成金の振込先口座名義は、申請者と同一名義としてください。

○印鑑について、シャチハタは不可です。

助成金、補助金の申請をします。

①区助成分 助成金申請	1	『特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 助成申請書』
②国直接補助分 助成金申請		様式1 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの 確認書
		様式2-1 令和●年度耐震対策緊急促進事業補助金 交付申請書
共通添付書類	2	委任状（代理人が提出する場合のみ）
	3	沿道建築物であることが確認できる書類（地図・側面図1/2斜線入り）
	4	設計者の 建築士免許証等 （写）
	5	耐震診断結果報告書（概要版） （写）×2部
	6	見積書と明細書 （写）×2部 ※助成金は1,000円未満切り捨てです。
	7	目黒区耐震化助成事業に係る消費税仕入税額控除確認書
	8	工程表 ×2部 ※年度をまたぐことがわかるもの
	9	確認年次が分かる書類 （確認済証、台帳記載事項証明書、建物登記全部事項証明書など）

＋ <以下、該当する欄の書類を添付してください>

共通添付書類

【個人所有】	『建物全部事項証明書（建物の登記簿謄本）』または建物の所有権を証する書類	6か月以内に発行されたもの
	固定資産税（前年度）に未納がないことがわかる書類（領収書 または 納税証明書）	
	住民税（前年度）に未納がないことがわかる書類（領収書 または 納税証明書）	
【複数で所有】 （管理組合がない場合など）	所有者全員の『建物全部事項証明書（建物の登記簿謄本）』または建物の所有権を証する書類	6か月以内に発行されたもの
	所有者全員の 同意書 （全員の氏名・押印）	
	代表者の 固定資産税 （前年度）に未納がないことがわかる書類（領収書 または 納税証明書）	
	代表者の 住民税 （前年度）に未納がないことがわかる書類（領収書 または 納税証明書）	
【区分所有・ 管理組合等】	管理組合規約（写）	
	議事録1〈補強設計/耐震改修工事実施 決定時〉※耐震改修決定時は総会の決議	
	議事録2〈理事長 決定時〉 ※理事長を選任したことが分かる書類	
	管理組合理事長の『建物全部事項証明書（建物の登記簿謄本）』または建物の所有権を証する書類	6か月以内に発行されたもの
	管理組合理事長の 固定資産税 （前年度）に未納がないことがわかる書類（領収書 または 納税証明書）	
【法人所有】	『建物全部事項証明書（建物の登記簿謄本）』または建物の所有権を証する書類	6か月以内に発行されたもの
	『法人全部事項証明書（法人登記簿謄本）』	
	固定資産税（前年度）に未納がないことがわかる書類（領収書 または 納税証明書）	
	『法人住民税納税証明書』（直近の1年分）	
【※所有権が移転されていない場合】	所有者が平成19年6月30日以前に亡くなられた場合『改製原戸籍謄本』	改製原戸籍謄本、戸籍謄本とも6か月以内に発行されたもの
	所有者が平成19年6月30日以降に亡くなられた場合『戸籍謄本』	
	※抄本の場合は、申請者と所有者の内容が記入されているもの	
	（申請者と所有者（故人）の関係の確認と、所有者が亡くなった年月日を確認する書類として）	

※まだ契約はできません。

区から契約ができるようになる日を指定します。

区から助成決定通知等が届くまでお待ちください。（国からの決定通知は後日届きます。）

助成決定通知とともに、その後の手続きに必要な書類を同封します。